

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との「連携」及び「共存共栄」を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

### a. 企業間の連携

- ・ オープンイノベーションによる製品開発や技術改革、研究開発や組織改革に取り組む。

### b. IT実装支援

- ・ DXによる共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援に取り組む。

## 2. 「振興基準」の遵守

発注業者と受注業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

## ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。

取引対価の決定に当たっては、受注業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど受注業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、発注業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②支払条件

代金は原則現金で支払います。

手形で支払う場合には労務費以外の費用とし、受注事業者の了承を得た場合とします。

## ④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、受注業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、受注業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

- ・事業活動を通じて得た利益の一部を SDGs 等の「社会貢献活動」を行います。

2021年2月1日

大真エンジニアリング株式会社

代表取締役 大地 一洋

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。